

## 平成 2 2 年度我孫子市配食サービス事業委託に係るプロポーザル募集要項

平成 2 2 年度我孫子市配食サービス事業委託業者選定要領に基づき、公募型プロポーザルの参加者を次のとおり募集します。

### 1. 事業概要

#### (1) 事業目的

日常生活を営む上で支障のある高齢者等が、自立した健康的な日常生活を営むことができるように栄養のバランスのとれた夕食の提供及び安否の確認を行うことを目的に配食サービスを実施しています。

#### (2) 履行期間

平成 2 2 年 7 月 1 日から平成 2 5 年 6 月 3 0 日（契約については、単年度契約とする。）までとします。

ただし、履行期間中に「我孫子市配食サービス事業仕様書」に基づく業務の履行が不可能と認められる場合には、その限りではありません。

### 2. 事業内容の詳細

今回公募する配食サービスの調理、配送業務委託は、主に市内の西側地区を対象範囲とし、次に定めるとおりです。

#### (1) 事業内容

「我孫子市配食サービス事業仕様書」のとおり。我孫子市ホームページの「入札・契約情報」からダウンロードして下さい。

#### (2) 調理食数等

平成 2 1 年 6 月から平成 2 2 年 2 月までの月平均調理実績は、延べ人数が 1 1 3 人、延べ調理食数が 1, 7 4 6 食、1 日当たりの平均調理食数が 5 2 食、1 日の最大調理食数が 7 3 食です。

また、平成 2 1 年 6 月から平成 2 2 年 2 月までの延べ調理食数が 1 5, 7 1 1 食です。

以上の実績から、平成 2 2 年 7 月から平成 2 3 年 3 月までの延べ調理・配送食数は、1 6, 7 4 0 食を予定しています。

#### (3) 配送地区

大 字	大 字	大 字	大 字
並木 5 丁目	つくし野 1 丁目	久 寺 家	船戸 3 丁目
並木 6 丁目	つくし野 2 丁目	久寺家 1 丁目	台田 1 丁目
並木 7 丁目	つくし野 3 丁目	久寺家 2 丁目	台田 2 丁目
並木 8 丁目	つくし野 4 丁目	根 戸	台田 3 丁目
並木 9 丁目	つくし野 5 丁目	根戸新田	台田 4 丁目
我孫子 1 丁目	つくし野 6 丁目	呼塚新田	白山 2 丁目
我孫子 2 丁目	つくし野 7 丁目	我孫子新田	白山 3 丁目
我孫子 3 丁目	布 施	船戸 1 丁目	本町 1 丁目
我孫子 4 丁目	布 施 下	船戸 2 丁目	本町 2 丁目
			本町 3 丁目

※以上の地区以外でも市から依頼する場合があります。

### 3. 参加資格

- ① 我孫子市または隣接市に調理及び配送の拠点を設置している事業者であること。
- ② 「我孫子市配食サービス事業仕様書」に基づく業務の履行が可能であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者ではないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされていること。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされていること。
- ⑥ 公告の日から過去3ヶ月以内に我孫子市から契約解除をされていないこと。

### 4. 参加手続等

#### (1) 発注課及び提出先

〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858番地  
我孫子市健康福祉部 介護支援課 高齢者福祉計画担当  
電話 04-7185-1111（内線412）  
FAX 04-7186-3322

#### (2) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

平成22年4月28日（水）午後5時まで、前記（1）の発注課に提出してください。

※なお、書類の確認を行いますので、提出に際しては事前に電話連絡の上ご来庁下さい。

#### (3) 申請に際しての注意事項

- ① 提出された申請書類は、提出期限後は変更できません。
- ② 本市が必要と認める場合は、適宜、追加書類を提出してください。
- ③ 申請書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。
- ④ 申請に際して不正行為を行った場合、又は申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑤ 申請受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

### 5. 質疑及び回答

#### (1) 質疑

平成22年4月19日（月）の午前9時から午後5時までの間に、ファクシミリ又は下記メールアドレス宛に様式10号を提出して下さい。

※電子メール受信後、こちらから受信確認の返信をいたします。

メールアドレス [kaigo\\_haisyoku@city.abiko.chiba.jp](mailto:kaigo_haisyoku@city.abiko.chiba.jp)

#### (2) 回答

質疑があった場合、平成22年4月22日（木）に我孫子市ホームページの入札・契約情報に掲載します。

6. 参加報酬及び契約額

(1) プロポーザル参加報酬

無償とします。

(2) 契約額

次の予定価格以下で提案者の見積額とします。(単価金額・消費税を含む)

利用者からの実費負担額・・・400円/1食

我孫子市からの委託料・・・300円/1食

※ただし、同一世帯内に複数の利用者がある場合、2人以上の委託料については250円以内とする。

7. 企画提案の評価

選定委員会による二段階審査(第1次評価、第2次評価の評価項目ごとに得点化)を経て総合評価をおこない委託業者選定を行います。

(1) 第1次評価

事務局にて、企業評価(経営力)により第2次選定委員会でヒアリングを求める上位5社以内を選定します。

(配点35点)

評価事項	評価項目	評価方法
経営状況	・総売上高 ・総従業員数 ・ISOの取得 ・自己資本比率 ・責任賠償保険の内容	様式2号の書類審査
実績状況	・配食事業受託実績	様式2号の書類審査

(2) 第2次評価

第1次評価で選定された業者を対象に、第2次評価を実施します。第2次選定委員会は、技術提案会で次の評価項目及び提案について、評価委員によるヒアリングで評価を行います。

(配点55点)

評価事項	評価項目	評価方法
課題に対する提案	基本的取り組み姿勢について	様式3号の書類審査及びヒアリング
	事業運営(調理・配送)	様式4号の書類審査及びヒアリング
	事業運営(見守り)	様式5号の書類審査及びヒアリング
	職員体制(実施体制・研修)	様式6号の書類審査及びヒアリング
	衛生管理体制	様式7号の書類審査及びヒアリング
	問題発生時の対処体制	様式8号の書類審査及びヒアリング

試食による評価	味覚	試食審査（普通食・きざみ食）
	かたさ・量（普通食）	試食審査（普通食）
	かたさ・量（きざみ食）	試食審査（きざみ食）
	独自性（彩り等）	試食審査（普通食・きざみ食）
	ガイドライン遵守	様式9号の書類審査及び試食審査（普通食・きざみ食）

### （3）ヒアリング

第1次評価において、書類審査で選定された参加者により、実際に事業を担当する方の出席を求め、次のとおり提案内容の説明及び質疑応答により第2次評価を行います。ヒアリングの案内は、（5）－①のとおり電話で連絡します。

① 提案内容の説明 : 10分程度

提出した企画提案書及び会社概要等、調理・配送業務で特に配慮している点について説明して下さい。

なお、企画提案書をOHP、スライド、プロジェクター、パネルで拡大することはできません。また、追加資料を用いることはできません。

② 質疑応答 : 10～20分程度

③ 出席者 : 3名以内

### （4）試食

（3）のヒアリング後、試食による審査を行います。

① 弁当の種類及び個数

- ・普通食弁当 1食分
- ・きざみ食弁当 1食分

市が指定する「配食ガイドライン」に基づき調理してください。

② 弁当容器の返却

平成22年5月24日（月）以降に介護支援課までお越しく下さい。

③ その他

審査用配食弁当に係る費用は、申請者の負担となります。

### （5）選定結果の通知

① 第1次評価を平成22年5月11日に実施し、第2次選定委員会でヒアリングを求める上位5位以内を選定します。結果を平成22年5月12日に電話で連絡します。また後日、文書で通知いたします。

また、上位5社以内についてはヒアリングの時間を連絡いたします。

② 第2次選定委員会を平成22年5月20日に開催し、ヒアリングによる第2次評価を行い提案内容による総合評価をします。結果を平成22年5月25日に電話で連絡します。また後日、文書で通知いたします。

③ 最終結果を我孫子市ホームページの入札・契約情報に掲載します。

## 8. 選定委員会

### (1) 日時・場所

- 第1次評価 平成22年5月11日(火)午後1時00分  
我孫子市役所西別館4階会議室
- 第2次評価 平成22年5月20日(木)午後1時00分  
我孫子市役所西別館4階会議室

### (2) 選定委員

- 委員長(健康福祉部長)、副委員長(介護支援課長)  
委員(障害福祉支援課長、介護支援課所属の管理栄養士、介護相談員、  
民生委員・児童委員)

## 9. 提出書類

- ① 企画提案書兼誓約書 (様式1号)
- ② 配食サービス事業見積書 (任意様式)  
※対応可能食数(1日あたり)についても記載すること
- ③ 法人登記簿謄本
- ④ 法人市民税、消費税及び地方消費税の納税証明書(直近1年間)  
※なお、納税義務がない場合は、納税義務がない旨を記載した申立書
- ⑤ 会社概要 (様式2号)
- ⑥ 基本的取り組み姿勢について(様式3号)
- ⑦ 事業運営(調理、配送) (様式4号)
- ⑧ 事業運営(見守り) (様式5号)
- ⑨ 職員体制 (様式6号)
- ⑩ 衛生管理体制 (様式7号)
- ⑪ 問題発生時の対処体制 (様式8号)
- ⑫ 試食用弁当「栄養価算定表」(様式9号)
- ⑬ 質問書 (様式10号) ※必要時に使用

## 10. 提出部数

- ① 配食サービス事業見積書は、代表者印又は受任者印を押印し、1部提出してください。
- ② 法人登記簿謄本は、1部提出してください。
- ③ 様式1号から様式9号を正・副2部提出してください。

## 11. その他

- (1) 使用する言語及び通貨  
日本語、日本円
- (2) 契約  
平成22年6月中に契約を締結いたします。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口  
前記4.(1)の発注課

(4) 無効となる企画提案

- ① 企画提案が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあります。
- ② 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ③ 募集要項に指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの。
- ④ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ⑤ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑥ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

(5) 参加資格又は受注資格の喪失

選定委員会の開催前に参加者が選定委員に対して提案の追加又は補足説明等を行ったことが判明した場合、次のように参加資格等を喪失します。

- ① 選定前に判明した場合は、参加資格を喪失します。
- ② 選定後に判明した場合は、受託資格を喪失します。

(6) その他

- ① 企画提案に係る費用は、無償とします。
- ② 企画提案書は、プロポーザル以外で参加者に無断で使用しないものとします。
- ③ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とすると共に指名停止措置を行うことがあります。
- ④ 企画提案書は、選定及び特定を行なう作業に必要な場合に複製を作成することがあります。
- ⑤ 企画提案書の提出期限後における、企画提案書の差し替え及び再提出は認めません。
- ⑥ 企画提案書は、返却しません。
- ⑦ 企画提案書の提出者として、参加者名を公表することがあります。
- ⑧ 企画提案書は、プロポーザルの公正性、透明性及び客観性を確保する必要があると認めた場合、参加者の許可を得て公表することがあります。
- ⑨ 発注者から受領した資料は、発注者の許可なく公表、転載及び引用することはできません。